

品川区議会委員会におけるパネル等の取扱い基準(案)

制定 平成 年 月 日

(趣旨)

第1条 この基準は、委員会における発言を補完するためのパネル、写真その他の物品の提示またはタブレット端末を用いた画像等の投影(以下「パネル等の提示」という。)について、その取扱いを定めるものとする。

(使用の基準)

第2条 パネル等の提示は、議会は言論の府であることにかんがみ、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) パネル等の提示は、発言の内容について相手方の理解を高めることを旨として、あくまでも説明の補助手段であること。
- (2) パネル等の提示は、必要最小限のものに限ること。
- (3) 発言に当たっては、パネル等を参照しなくても会議録を読んで当該発言の内容が理解できるようにすること。

(パネル等の提示の手続)

第3条 パネル等の提示をしようとする者は、次に掲げる区分により事前に委員長に当該提示しようとするパネル等を示してその旨を申し出て、委員長の承認を受けなければならない。

区分	申し出の期日
写真その他の物品の提示	提示しようとする委員会の開会1時間前まで
タブレット端末を用いた画像等の投影	提示しようとする委員会の前日(その日が区の休日(品川区の休日を定める条例(平成元年品川区条例第2号)第1条第1項に規定する区の休日をいう。)に当たる場合にあつては、その日の直前の区の休日でない日)の正午まで

- 2 タブレット端末を用いた画像等の投影の承認を受けた者が、当該画像等をクラウド文書共有システムに登録し、他の委員等閲覧させようとするときは、当該画像等の電子データを、委員長の指示するところにより、区議会事務局に提出するものとする。

(承認の取消し等)

第4条 委員長は、特に必要があると認めるときは、第3条第1項の承認を行わないこと、または既に行った承認を取り消すことができる。

(会議録における取扱い)

第5条 パネル等の提示があった場合でも、会議録には提示されたパネル等を掲載しないものとする。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、パネル等の取扱いに関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この基準は、平成 年 月 日から適用する。